

証券コード 7069

2024年12月6日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町12番10号
株式会社サイバー・バズ
代表取締役社長 高 村 彰 典

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権行使をすることができます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置事項（株主総会参考書類等の内容である情報）等の株主総会資料について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.cyberbuzz.co.jp/ir/index.html>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、IR Newsよりご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サイバー・バズ」又は「コード」に当社証券コード「7069」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

議決権を行使いただく場合は、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【事前質問受付のご案内】

当社では、第19回定時株主総会に関する報告事項及び決議事項に関して、インターネット上で株主の皆様からのご質問をお受けいたします。

ご質問の受付につきましては、以下のサイトよりお寄せいただきますようお願いいたします。

事前質問受付サイトURL：<https://www.cyberbuzz.co.jp/contact/page-2606/>
【受付期間：2024年12月6日午前10時から2024年12月16日午後7時まで】

【書面による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年12月20日（金曜日）午後7時までに到着するようにご返送ください。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2024年12月20日（金曜日）午後7時までに、議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、5～6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2024年12月23日（月曜日）午後2時
（受付開始時刻は午後1時30分を予定しております。）
昨年は12月13日（水曜日）午前10時の開催でしたが、本年は上記のとおり開催日及び開催時間が異なっておりますのでお間違えのないようお願い申し上げます。 |
| 2. 場 | 所 | 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階中宴会場（朝霧）
昨年と同じホテルですが、会場が異なりますのでお間違えのないようお願い申し上げます。
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |

3. 目的事項 報告事項

1. 第19期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項は、法令及び当社定款第18条に基づき、インターネット上の上記の各ウェブサイトに掲載しており、本招集ご通知とあわせてお送りする書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「使用人の状況」
- ②事業報告の「主要な借入先の状況」
- ③事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ④連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ⑤連結計算書類の「連結注記表」
- ⑥計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑦計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

・ 当社ウェブサイトにおいて2024年9月期通期決算説明動画をオンデマンド配信しております。弊社の事業のご説明もさせていただきますので、是非ご視聴いただきますようお願いいたします。
(URL : <https://www.cyberbuzz.co.jp/ir/index.html>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日時 2024年12月23日（月曜日）午後2時
(受付開始：午後1時30分)

書面（郵送）で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年12月20日（金曜日）午後7時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



①QRコードを読み取る方法「スマート行使」又は②パソコン、スマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。詳細は次ページ以下をご参照ください。

行使期限 2024年12月20日（金曜日）午後7時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

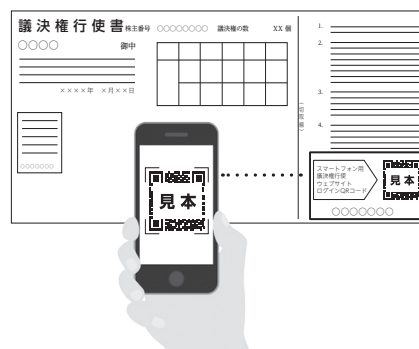
2024年12月20日（金曜日）
午後7時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

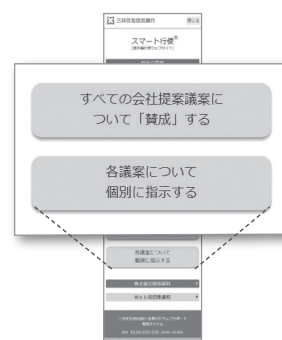


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書はイメージです。

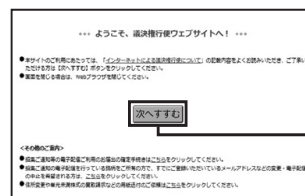
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

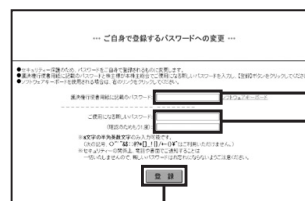
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

事業報告

(2023年10月 1 日から)
(2024年 9 月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、個人消費の停滞や円安による原材料価格の高止まりなどコスト負担の増加が下押し要因となり、景気はやや後退傾向にあります。また、不安定な国際情勢による資源・エネルギー価格の高騰や世界的な高インフレの余波、地政学的緊張などの下振れリスクが残存しており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが事業展開を行う2023年の国内インターネット広告市場の市場規模は、進展する社会のデジタル化を背景に、前年比7.8%増の3兆3,330億円（注1）と推計されており、中でも総広告費における「インターネット広告費」は堅調に伸長し、総広告費に占める構成比でも45.5%に達しました。また、2024年の国内ソーシャルメディアマーケティング市場の市場規模は、前年比12.8%増の1兆2,038億円となり、2029年には2兆1,313億円（注2）まで大きく成長すると推計されております。

このような環境の中、当社グループでは「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」をミッションとし、「SMM（ソーシャルメディアマーケティング）事業」、「ライブ配信プラットフォーム事業」、「HR（ヒューマンリソース）事業」を展開し、堅調に事業成長を実現してまいりました。

一方、当連結会計年度においては、売上債権の取立不能又は取立遅延のおそれが発生したことから、販売費及び一般管理費に貸倒引当金繰入額2,202百万円を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高7,462百万円（前期比29.6%増）、営業損失1,719百万円（前期は営業利益391百万円）、経常損失1,712百万円（前期は経常利益412百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失1,954百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益205百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

①SMM事業

SMM事業では企業がSNSプラットフォームを通して消費者へ行うマーケティング活動を総合的に支援しており、主に「インフルエンサーサービス」、「SNSアカウント運用」、「インターネット広告販売」を行っております。

「インフルエンサーサービス」では、「NINARY」及び「Ripre」を中心に、当社グループ独自のインフルエンサーネットワークを活用したプロモーション施策の企画提案を行っております。

「SNSアカウント運用」では、企業・ブランドのSNS公式アカウントの企画・コンサルティングを含めた運用代行を行っております。

「インターネット広告販売」では、ソーシャルメディア関連広告を中心とした、他社の広告商品の販売を行っております。

当連結会計年度においては、インフルエンサーサービス及びインターネット広告販売の伸長により増収となり、過去最高売上高を更新いたしました。

以上の結果、SMM事業の売上高は7,022百万円（前期比30.1%増）、営業利益は1,496百万円（前期比27.5%増）となりました。

②その他

その他では「HR事業」「ライブ配信プラットフォーム事業」「新規事業開発」を行っております。

当連結会計年度においては、ライブ配信プラットフォーム事業の伸長もあり、売上高は439百万円（前期比21.9%増）、営業損失は43百万円（前期は営業損失8百万円）となりました。

（注1）出典：株式会社電通「2023年 日本の広告費」

（注2）出典：サイバー・バズ／デジタルインファクト調べ「2024年
国内ソーシャルメディアマーケティングの市場動向調査」

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額（無形資産への投資を含む）は176百万円であり、本社オフィスを移転したことによる什器備品の取得88百万円、建物設備の取得40百万円を計上したことによるものであります。

(3) 資金調達の状況

第1回新株予約権の行使により8百万円、第3回新株予約権の行使により4百万円の資金調達を行いました。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2021年9月期)	第 17 期 (2022年9月期)	第 18 期 (2023年9月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (2024年9月期)
売 上 高(千円)	3,172,330	4,268,412	5,757,306	7,462,203
経常利益又は経常 損 失 (△) (千円)	4,836	171,635	412,045	△1,712,067
親会社株主に帰属 する当期純利益又は当 期 純 損 失 (△) (千円)	△73,887	85,716	205,448	△1,954,414
親会社株主に帰属する 1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失 (△) (円)	△19.54	22.16	52.06	△488.27
総 資 産(千円)	2,219,136	2,617,776	5,101,192	2,782,507
純 資 産(千円)	1,822,953	1,993,279	2,258,471	352,470
1株当たり純資産 (円)	473.87	491.86	538.76	50.18

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第16期は、固定資産の減損損失、投資有価証券評価損を特別損失に計上しております。
3. 第18期は、投資有価証券評価損、関係会社株式売却損を特別損失に計上しております。
4. 第19期は、貸倒引当金繰入額を販売費及び一般管理費に、固定資産の減損損失、投資有価証券評価損を特別損失に計上しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2021年9月期)	第 17 期 (2022年9月期)	第 18 期 (2023年9月期)	第 19 期 (当事業年度) (2024年9月期)
売 上 高(千円)	3,155,032	4,093,241	5,349,156	7,043,351
経常利益又は経常 損 失 (△) (千円)	30,470	186,071	430,368	△ 1,775,401
当期純利益又は当 期純損失 (△) (千円)	△46,765	32,197	216,669	△ 1,978,601
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失 (△)	△12.37	8.32	54.91	△494.31
総 資 産(千円)	2,235,780	2,568,563	4,926,253	2,770,569
純 資 産(千円)	1,850,074	1,966,881	2,243,295	313,107
1株当たり純資産 (円)	481.04	485.10	564.47	40.39

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第16期は、固定資産の減損損失、投資有価証券評価損を特別損失に計上しております。
3. 第17期は、関係会社貸倒引当金繰入、関係会社株式評価損を特別損失に計上しております。
4. 第18期は、投資有価証券評価損、関係会社株式売却損を特別損失に計上しております。
5. 第19期は、貸倒引当金繰入額を販売費及び一般管理費に、固定資産の減損損失、投資有価証券評価損を特別損失に計上しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権 比率	主要な事業内容
株式会社ソーシャル ベース	20百万円	100%	ソーシャルメディア マーケティング事業
株式会社BuzzJob	25百万円	100%	ヒューマンリソース 事業
株式会社WithLIVE	23百万円	100%	ライブ配信プラット フォーム事業

(注) 株式会社BuzzJobは、2024年1月31日付で増資を行い、資本金が増加しております。

(7) 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社WithLIVE	東京都渋谷区桜 丘町12番10号	602百万円	2,770百万円

(8) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において、取引先に対する売掛金の入金遅延に伴い、貸倒引当金繰入額2,202,612千円を計上いたしました。本件及びその後の一連の事象により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が生じていると認識しております。

このような環境下、当社グループは、当該状況の解消のみならず、従来以上の持続的な事業成長の実現を併進すべく、下記を重要な課題として取り組んでおります。

① 自社サービスの強化

㊦付加価値の提供及び競争力の向上

当社は、SMM事業において、「NINARY」「Ripre」「SNSアカウント運用」「to buy」といった自社サービスの提供に注力してきました。

今後も、自社サービスとしてのオリジナルの広告商品の展開を強化し、当社にしか提供できない価値をクライアント企業に提供することで、当社の競争力を一層高めることができるものと考えております。また、自社サービスの販売は、他社サービスの販売と比較して、利益率が高く、収益構造の改善に繋がります。

①販路拡大

自社サービスの強化策の一環として、クライアントに直接販売する販売ルートの強化を図るとともに、現状のクライアントの多くが属する化粧品及び日用品業界に加え、食品業界、コンテンツ配信業界など複数の新たな業界へのアプローチを強化することで、より広範なクライアントと取引を行えるよう、販売ルートを拡大しており、今後も引き続き販路拡大を図ってまいります。

② 新サービス・新規事業の拡充

当社の継続的な事業成長のためには、既存事業とのシナジー効果が見込める新規事業やサービスを展開していくことが必要と考えます。

本事業年度は、企業とクリエイターのマッチングプラットフォーム「DETEKURU」、インフルエンサーからオファーが届くマッチングプラットフォーム「pickka」をローンチいたしました。また、SNSに特化したタレント・クリエイターエージェントサービスである「Be One Agent」も始動しております。

ライブ配信プラットフォーム事業を営む株式会社WithLIVEでは、クライアントのニーズに適した幅広いサービスの提供をしております。

HR事業については、100%子会社である株式会社BuzzJobにおいて、人材紹介事業を行っております。当社の保有するソーシャルメディアマーケティングの知見をシナジーとして活かし、企業規模を問わず、求人企業の求めるマーケティング人材を中心に国内の人材ニーズにお応えしております。

③ 新サービス等の開発・人材面の強化

インターネット市場の技術革新のスピードは非常に早く、ソーシャルメディアマーケティングにおいても、新たなサービスの投入、他社による新規参入等が発現しております。当社では、競合優位性の確保及び事業拡大を図るため、新規広告商品やサービスの開発に積極的な投資を行っております。当該開発に際しては、システム開発の必要上、優秀なエンジニア人材の確保が必須であり、その採用・育成強化に努めてまいりました。こうした開発体制・人材面の強化は、今後の事業成長においても、継続して取り組むべき重要な課題であると認識しており、より一層迅速な開発が行える体制整備や優秀な人材の確保を行ってまいります。

④ 当社及びサービスブランドの知名度向上

当社が今後も持続的な成長を続けていくために、自社サービスの知名度

向上等を通じて、インフルエンサーの拡充及びクライアント企業からの当社の認知度向上が必要不可欠と考えています。今後も費用対効果の最大化を意識した積極的なプロモーション活動を展開してまいります。

⑤ 組織体制の整備

当社は、更なる事業成長を図る為に、成長フェーズに応じた会社全体の組織体制の確立と優秀な人材の確保、また確保した人員の早期育成の仕組みが必要不可欠だと考えております。このため、採用活動の強化を図るのみならず、組織づくりの専門部署を立ち上げ、人材の早期育成に注力し、社内研修制度、ノウハウ共有の仕組みの確立を行ってまいります。

⑥ 情報管理体制の強化

当社は、インフルエンサー等の個人情報も多く取得しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考え、個人情報管理規程を制定し、その取得・提供・管理についての方針を定めております。また、個人情報取扱の専用の端末を設置し、アクセス権限者を限定したうえで、アクセスログについても取得し、不正なアクセスがないか随時モニタリングを実施しております。個人情報以外のパーソナルデータとして、cookie情報や行動履歴情報等の取扱いについても、日本インタラクティブ広告協会(JIAA)の「行動ターゲティング広告ガイドライン」を遵守した取扱いを実施しております。その他、定期的な社内研修の実施やセキュリティの整備を行っております。これらの施策により個人情報の取扱い等の管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステム整備などを継続的行ってまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社は、当連結会計年度において、売掛債権の取立不能又は取立遅延のおそれが発生したことから、販売費及び一般管理費に貸倒引当金繰入額2,202百万円を計上いたしました（以下「本件事象」といいます。）。本件事象の直接の原因としては、権限の所在の不明確さ並びにリスク分析及びモニタリングの不十分さを背景とする、不正確な与信リスクの判定及び役員会への不正確な情報提供が挙げられると考えております。

当社は、上記の原因分析を踏まえ、再発防止に関する取り組みとして、⑦職務権限規程の見直しを行うことで職務権限を明確にし、また、「重要な契約書」の該当性に関する具体的な基準等に係る明確化を行い、個人の主観に依存しない判断ができるように変更するとともに、①取締役会及び役員会への上程事項を明確にし、重要性の高い取引の実行に際しては弁護

士等の専門家の審査を踏まえたリスク判断を行い、モニタリングを徹底する等、リスク判断及びモニタリング方法を見直しております。

当社といたしましては、再発防止策を真摯に実行するとともに、引き続きリスク管理等のための内部管理体制の強化を重要な課題と位置づけ、コーポレート部門の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。

⑧ 広告審査体制の整備

当社のSMM事業における広告手法は、クライアント企業の商品の体験等をインフルエンサーが各種SNSにおいて投稿、拡散するものとなります。このため、インフルエンサーによる当該投稿が広告関連法令やインターネット広告業界の自主規制に違反しないよう、当社では顧問弁護士への確認等を経た厳格な広告審査基準を定め、全広告案件における投稿の審査を実施しております。また、2024年10月1日の、景品表示法の改正に関しても、既に改正内容の検討、主要な改正点の整理、社内外への勉強会等を実施しているとおり、法改正等の事象にあたっても、機動的に厳格な社内ルールの周知・徹底をしております。

広告審査体制としては、社内及びグループ子会社に専門の部署を設けて審査を実施している他、外部機関による審査も実施し、社内外での二重の審査を実施しております。また、当該外部機関と定期的な広告審査に関する会議を実施し、必要に応じて顧問弁護士等に相談する体制を整えております。広告審査の結果、審査基準に抵触するインフルエンサーの投稿については、修正を依頼している他、インフルエンサーが適切な投稿を行うよう随時注意喚起を実施し、その法令遵守意識の啓蒙に努めております。品質面においては、デジタル広告市場の健全な発展を目指す一般社団法人デジタル広告品質認証機構(JICDAQ)の品質認証を取得しております。今後、事業拡大による広告案件の増加や、新たなマーケティング手法を開発した際においても、広告審査体制の整備、対応を行ってまいります。

⑨ 法規制等の変動に対応する社内体制

当社の事業は、広告関連法令、インターネット広告業界の自主規制、各種SNSプラットフォーム規約等の制約を受けますが、各規制の改正等、変更等の事業環境の変化に迅速に対応するため、SMM事業部門とコーポレート部門が連携して情報の収集、分析、管理を行っております。また、規制等の変更に伴い対応が必要である際は、社内への周知、教育等によりその徹底を図っており、これらの対応を継続的に行ってまいります。

(9) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

事業区分	事業内容
S M M 事業	ソーシャルメディアを中心とした広告マーケティング
その他の事業	ヒューマンリソース事業、ライブ配信プラットフォーム事業、新規事業開発

(10) 主要な事業所 (2024年9月30日現在)

当 社	東京都渋谷区桜丘町12-10
株式会社ソーシャルベース	宮城県宮崎市橘通東4-1-2
株式会社 BuzzJob	東京都渋谷区桜丘町12-10
株式会社 WithLIVE	東京都渋谷区桜丘町12-10

(注) 当社、株式会社BuzzJob及び株式会社WithLIVEは、2024年3月1日に東京都渋谷区桜丘町20-1より上記住所に移転いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年9月30日現在）

① 発行可能株式総数 12,000,000株

② 発行済株式の総数 4,037,100株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は49,500株増加しております。

③ 株主数 1,336名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
高村 彰 典	1,205,600株	29.96%
株式会社デジタルガレージ	770,000	19.14
株式会社サイバーエージェント	600,000	14.91
渡 邊 毅	200,000	4.97
株式会社マイナビ	175,000	4.35
株式会社クリア	160,000	3.98
ユニテッド株式会社	84,400	2.10
近 田 哲 昌	52,000	1.29
林 雅 之	45,000	1.12
日本証券金融株式会社	44,300	1.10

（注） 1. 当社は、2024年9月30日現在、自己株式を13,505株保有しております。

2. 持株比率は自己株式（13,505株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
発行決議日			2018年5月31日	2020年9月16日
新株予約権の数			358個	214個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 22,900株 (新株予約権1個につき50株)	普通株式 21,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり 41,000円 (1株当たり 820円)	新株予約権1個当たり 365,000円 (1株当たり 3,650円)
権利行使期間			2020年6月1日から 2028年5月24日まで	2023年10月15日から 2030年9月15日まで
行使の条件			(注) 2	(注) 2
役員 の 保有状況	取締役 (監査等 委員を 除く)	取締役 (社外取締 役を除く)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 2名
		社外 取締役	新株予約権の数 358個 目的となる株式数 17,900株 保有者数 2名	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 2名
	取締役 (監査等委員)		新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 34個 目的となる株式数 3,400株 保有者数 3名

			第 5 新 株 予 約 権	第 6 回新株予約権
発行決議日			2021年5月12日	2021年12月15日
新株予約権の数			195個	50個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 19,500株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 5,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権 1 個当たり 227,500円 (1 株当たり 2,275円)	新株予約権 1 個当たり 106,900円 (1 株当たり 1,069円)
権利行使期間			2024年6月17日から 2031年5月11日まで	2025年1月13日から 2031年12月10日まで
行使の条件			(注) 2	(注) 2
役 員 の 保有状況	取締役 (監査等 委員を 除く)	取 締 役 (社外取締 役を除く)	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 2 名	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 1 名
		社 外 取 締 役	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 2 名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取 締 役 (監査等委員)		新株予約権の数 25個 目的となる株式数 2,500株 保有者数 3 名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

			第 7 回新株予約権	第 8 回新株予約権
発行決議日			2022年 2 月 9 日	2023年 5 月 10 日
新株予約権の数			245個	220個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 24,500株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 22,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権 1 個当たり 110,100円 (1 株当たり 1,101円)	新株予約権 1 個当たり 137,500円 (1 株当たり 1,375円)
権利行使期間			2025年 3 月 17 日から 2032年 2 月 11 日まで	2026年 6 月 1 日から 2033年 4 月 30 日まで
行使の条件			(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等 委員を 除く)	取 締 役 (社外取締 役を除く)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 3 名	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 3 名
		社 外 取 締 役	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 2 名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 2 名
	取 締 役 (監査等委員)		新株予約権の数 25個 目的となる株式数 2,500株 保有者数 3 名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 取締役（監査等委員）保有分は、新株予約権発行時に当社監査役の地位にあったときに付与されたものであります。

2. 新株予約権の行使の条件

①各新株予約権の一部行使はできないものとする。

②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役又は従業員の地位にあることを要する。

③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

3. 当社は、2019年 2 月 23 日付で普通株式 1 株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整して記載しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他の新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	高 村 彰 典	当社社長
取 締 役	膽 畑 匡 志	コーポレート部門管掌
取 締 役	三 木 佑 太	SMM事業部管掌
取 締 役	松 本 浩 介	KLab(株)社外取締役（監査等委員） (株)スタジオアタオ社外取締役（監査等委員） (株)キッズライン社外取締役 ピクスタ(株)社外取締役（監査等委員） (株)ジグザグ社外取締役
取 締 役	蓮 見 麻 衣 子	(有)エバーリッチアセットマネジメント ファンド マネージャー ニューラルグループ(株)社外取締役 LINEヤフー(株)社外取締役（監査等委員）
取 締 役	北 田 俊 輔	(株)デジタルガレージ執行役員 (株)エンゲージメントゲートウェイ代表取締役社長
取 締 役 （監査等委員）	礒 村 奈 穂 （戸 籍 名： 田 嶋 奈 穂）	公認会計士 アディッシュ株式会社社外監査役
取 締 役 （監査等委員）	都 賢 治	税理士法人アルタス代表社員 (株)アルタス代表取締役 (株)アイスタイル社外監査役 (株)グロービス監査役 (株)メディックス社外取締役（監査等委員）
取 締 役 （監査等委員）	吉 羽 真 一 郎	潮見坂綜合法律事務所パートナー弁護士 (株)スタジオアタオ社外取締役（監査等委員） フリュー(株)社外監査役 (株)ハマイ社外取締役（監査等委員） (株)ジグザグ社外監査役

- (注) 1. 取締役松本浩介氏、蓮見麻衣子氏及び北田俊輔氏並びに取締役（監査等委員）礒村奈穂氏、都賢治氏及び吉羽真一郎氏は、社外取締役であります。
2. 取締役北田俊輔氏は、2023年3月31日をもって(株)デジタルガレージマーケティングテクノロジーカンパニープレジデント、株式会社DGフィナンシャルテクノロジー執行役員を退任し、2023年4月19日をもってEDOCODE(株)取締役を退任しております。
3. 取締役（監査等委員）礒村奈穂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）都賢治氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、2024年1月26日をもって(株)アシロの監査役を退任し、2024年6月25日をもってトレンダーズ(株)の

監査役を退任しております。また、2024年6月26日付で(株)メディックスの社外取締役（監査等委員）に就任しております。

5. 取締役（監査等委員）吉羽真一郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。なお、2023年11月21日をもってウォンテッドリー(株)の社外取締役（監査等委員）を退任しております。
6. 2023年12月13日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって、田中将志氏は社外取締役を退任いたしました。
7. 当社は、取締役松本浩介氏及び蓮見麻衣子氏、取締役（監査等委員）礪村奈穂氏、都賢治氏及び吉羽真一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
8. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
9. 当社は執行役員制度を導入しております。2024年9月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	佐 藤 亮 平	組織づくり本部担当執行役員
執 行 役 員	岡 部 晃 彦	SNS運用本部担当執行役員
執 行 役 員	佐 々 木 空	テクノロジー・クリエイティブ本部担当執行役員

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員、執行役員及び子会社役員であります。被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を補填す

ることとしており、被保険者は保険料を負担しておりません。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により補填されません。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の 総 額	報酬等の種類別の総額	
			基 本 報 酬	非 金 銭 報 酬 等
取締役（監査等委員を 除く） （うち社外取締役）	5 名 (2)	96,786千円 (7,200)	96,786千円 (7,200)	- (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	16,800 (16,800)	16,800 (16,800)	- (-)
合 計 （うち社外役員）	8 (5)	113,586 (24,000)	113,586 (24,000)	- (-)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の支給員数は、無報酬の取締役2名（うち社外取締役2名）を除いております。なお、無報酬の取締役のうち1名は、2023年12月13日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役になります。

3. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年12月14日開催の第17回定時株主総会において、年額400,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役3名）です。また別枠で、2022年12月14日開催の第17回定時株主総会において、年額100,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内）の範囲内において新株予約権の公正な評価額を報酬の額に追加すると決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役3名）です。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2022年12月14日開催の第17回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役3名）です。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年12月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。当事業年度に

係る取締役の個人別の報酬等の額は、取締役会の一任を受けた代表取締役社長高村彰典が決定しておりますが、決定に当たっては事前に監査等委員である取締役からの客観的な意見を聴取したうえで決定していることを確認しており、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬により構成され、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、当社の売上・営業利益等の業績、時価総額等の企業価値を基準として算出して定めております。

b. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等を支給する場合、内容・算定方法等について、株主総会で承認された限度額の範囲内において、当社の売上・営業利益等の業績、時価総額等の企業価値を基準として決定いたします。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長高村彰典に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。代表取締役社長高村彰典は、当該委任に基づき、事前に監査等委員である取締役からの客観的な意見を聴取したうえで、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の額を決定しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役松本浩介氏は、KLab株式会社、株式会社スタジオアタオ及びピクスタ株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社キッズライン及び株式会社ジグザグの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役蓮見麻衣子氏は、有限会社エバーリッチアセットマネジメントのファンドマネージャー、ニューラルグループ株式会社の社外取締役、LINEヤフー株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役北田俊輔氏は、株式会社デジタルガレージの執行役員、株式会社エンゲージメントゲートウェイの代表取締役であります。株式会社デジタルガレージは、当社のその他の関係会社に該当しており、当社との間で営業取引を行っておりますが、独立当事者間の一般的な

取引条件と同等の条件及び内容の営業取引を行っております。その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- ・ 社外取締役（監査等委員）礒村奈穂氏は、アディッシュ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）都賢治氏は、税理士法人アルタスの代表社員、株式会社アルタスの代表取締役、株式会社アイスタイル及び株式会社メディックスの社外監査役、株式会社グロービスの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）吉羽真一郎氏は、潮見坂綜合法律事務所のパートナー弁護士、株式会社スタジオアタオ及び株式会社ハマイの社外取締役（監査等委員）、フリー株式会社及び株式会社ジグザグの社外監査役であります。当社と潮見坂綜合法律事務所との間には委任契約がありますが、当社からの支払い報酬は同法律事務所の規模に比して少額であり、同氏は当社の委任案件には一切関与しておりません。フリー株式会社は、当社との間で営業取引を行っております。その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。同氏が社外取締役(監査等委員)を務めている株式会社ハマイは、2024年6月、公正取引委員会から、独占禁止法違反を理由として排除措置命令及び4億5,459万円の課徴金納付命令を受けました。同氏は監査等委員である取締役として、社内調査を実施し、再発防止策策定・実施への提言及び内部管理体制の強化・拡充を図っております。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 松 本 浩 介	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言等を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を客観的に確保するための役割・責務を十分に果たしております。
社外取締役 蓮 見 麻 衣 子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会において、金融アナリストとしての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経済情勢を踏まえた助言等を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を客観的に確保するための役割・責務を十分に果たしております。
社外取締役 北 田 俊 輔	2023年12月13日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営及び当社事業に関する豊富な経験と見識に基づき、経営全般に対する助言等を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を客観的に確保するための役割・責務を十分に果たしております。
社外取締役(監査等委員) 磯 村 奈 穂	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回出席いたしました。また、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から当社の経営判断や内部統制等に関する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を客観的に確保するための役割・責務を十分に果たしております。
社外取締役(監査等委員) 都 賢 治	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回出席いたしました。また、監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から当社の経営判断や内部監査等に関する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を客観的に確保するための役割・責務を十分に果たしております。
社外取締役(監査等委員) 吉 羽 真 一 郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回出席いたしました。また、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から当社の経営判断やコンプライアンスに関する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を客観的に確保するための役割・責務を十分に果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	61,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、監査契約に基づき支払うべき報酬等の額は確定していないため、概算値によっております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、当社は成長拡大の過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、内部留保の充実を図る方針であります。

しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については、未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための資金として、有効に活用していくことを方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,635,687	流 動 負 債	2,177,722
現金及び預金	528,651	買 掛 金	708,411
受取手形及び売掛金	3,236,094	短 期 借 入 金	850,000
貯 蔵 品	972	1年内返済予定の長期借入金	108,000
そ の 他	72,582	契 約 負 債	47,951
貸 倒 引 当 金	△ 2,202,612	未 払 金	106,479
固 定 資 産	1,146,819	未 払 法 人 税 等	110,154
有 形 固 定 資 産	172,130	未 払 消 費 税 等	111,804
建物附属設備	50,674	ポイント引当金	7,030
工具、器具及び備品	121,456	そ の 他	127,891
無 形 固 定 資 産	315,954	固 定 負 債	252,314
の れ ん	184,523	長 期 借 入 金	216,000
ソフトウェア	16,792	繰 延 税 金 負 債	36,314
顧客関連資産	67,451	負 債 合 計	2,430,036
そ の 他	47,187	(純資産の部)	
投資その他の資産	658,733	株 主 資 本	197,409
投資有価証券	29,048	資 本 金	484,621
繰 延 税 金 資 産	44,249	資 本 剰 余 金	484,621
敷金及び保証金	564,072	利 益 剰 余 金	△ 739,092
そ の 他	21,364	自 己 株 式	△ 32,739
資 産 合 計	2,782,507	その他の包括利益累計額	4,476
		その他有価証券評価差額金	4,476
		新 株 予 約 権	150,584
		純 資 産 合 計	352,470
		負 債 純 資 産 合 計	2,782,507

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年10月 1 日から)
(2024年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		7,462,203
売上原価		4,560,856
売上総利益		2,901,347
販売費及び一般管理費		4,620,828
営業損失		△ 1,719,481
営業外収益		
ポイント収入額	3,430	
助成金収入	9,112	
受取返還金	4,000	
雑収入	1,216	17,758
営業外費用		
投資事業組合運用損	1,377	
支払利息	8,263	
雑損	704	10,345
経常損失		△ 1,712,067
特別損失		
減損損失	15,929	
投資有価証券評価損	58,000	73,929
税金等調整前当期純損失		△ 1,785,997
法人税、住民税及び事業税	190,909	
法人税等調整額	△ 22,492	168,417
当期純損失		△ 1,954,414
親会社株主に帰属する当期純損失		△ 1,954,414

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,339,814	流 動 負 債	2,241,461
現金及び預金	300,931	買 掛 金	674,603
売 掛 金	3,154,922	短 期 借 入 金	1,052,000
貯 蔵 品	972	1年内返済予定の長期借入金	108,000
前 渡 金	6,712	未 払 金	102,637
前 払 費 用	51,825	未 払 費 用	100,689
関係会社短期貸付金	10,000	未 払 法 人 税 等	87,151
そ の 他	17,063	契 約 負 債	3,474
貸 倒 引 当 金	△ 2,202,612	預 り 金	12,655
固 定 資 産	1,430,755	ポ イ ン ト 引 当 金	7,030
有 形 固 定 資 産	156,219	そ の 他	93,218
建物附属設備	39,254	固 定 負 債	216,000
工具、器具及び備品	116,965	長 期 借 入 金	216,000
無 形 固 定 資 産	15,253	負 債 合 計	2,457,461
ソフトウェア	15,253	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,259,282	株 主 資 本	158,046
関係会社株式	642,500	資 本 金	484,621
投資有価証券	29,048	資 本 剰 余 金	484,621
繰延税金資産	43,244	資本準備金	484,621
敷金及び保証金	523,125	利 益 剰 余 金	△ 778,455
そ の 他	21,364	その他利益剰余金	△ 778,455
資 産 合 計	2,770,569	繰越利益剰余金	△ 778,455
		自 己 株 式	△ 32,739
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,476
		その他有価証券評価差額金	4,476
		新 株 予 約 権	150,584
		純 資 産 合 計	313,107
		負 債 純 資 産 合 計	2,770,569

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年10月 1 日から)
(2024年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,043,351
売 上 原 価		4,616,932
売 上 総 利 益		2,426,419
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,200,082
営 業 損 失		△ 1,773,662
営 業 外 収 益		
ポ イ ン ト 収 入 額	3,430	
助 成 金 収 入	730	
受 取 返 還 金	4,000	
雑 収 入	1,330	9,490
営 業 外 費 用		
投 資 事 業 組 合 運 用 損	1,377	
支 払 利 息	9,147	
雑 損 失	704	11,229
経 常 損 失		△ 1,775,401
特 別 損 失		
減 損 損 失	15,929	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	58,000	73,929
税 引 前 当 期 純 損 失		△ 1,849,331
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	134,930	
法 人 税 等 調 整 額	△ 5,659	129,270
当 期 純 損 失		△ 1,978,601

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月23日

株式会社サイバー・バズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 朽 木 利 宏

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 柏 村 卓 世

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイバー・バズの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバー・バズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度に貸倒引当金繰入額2,202,612千円を計上したことにより、多額の営業損失を計上しており、その結果純資産が前連結会計年度末と比べ1,906,000千円減少し、352,470千円となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書

類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月23日

株式会社サイバー・バズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	朽 木	利 宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柏 村	卓 世

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイバー・バズの2023年10月1日から2024年9月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年10月1日から2024年9月30日までの事業年度に貸倒引当金繰入額2,202,612千円を計上したことにより、多額の営業損失を計上しており、その結果純資産が前事業年度末と比べ1,930,187千円減少し、313,107千円となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制担当者と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の、当事業年度における売上債権の取立不能又は取立遅延のおそれに起因する貸倒引当金繰入額の計上に関して、監査等委員会は、再発防止策の策定及び内部統制のシステムの改善を求めており、その実施状況、実効性並びに当該内部統制システムの整備・運用については、継続的に監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月24日

株式会社サイバー・バズ 監査等委員会

監査等委員	礒村	奈穂
監査等委員	都	賢治
監査等委員	吉羽	真一郎

(注) 監査等委員礒村奈穂、都賢治及び吉羽真一郎は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏 名		現在の当社における地位
1	たかむら 高村 あきのり 彰典	再任	代表取締役社長
2	いはた 膽畑 まさし 匡志	再任	取締役
3	み き 三木 ゆうた 佑太	再任	取締役
4	いわた 岩田 しんいち 真一	新任	-
5	はすみ 蓮見 まいこ 麻衣子	再任 社外	社外取締役
6	たなか 田中 まさし 将志	新任 社外	-

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
1	たか むら あき のり 高 村 彰 典 (1974年4月5日) 所有する当社株式の数 1,205,600株	1997年4月 興和株式会社入社 1999年1月 株式会社サイバーエージェント入社 2005年8月 同社執行役員就任 2006年4月 当社取締役就任 2010年10月 当社代表取締役社長就任（現任）
	【取締役候補者とした理由】 高村彰典氏は、2006年より当社の取締役を務め長年に亘り当社の主力事業であるSMM事業の知見を有するとともに、2010年より代表取締役として豊富な経営経験を有しており、当社の経営全般に関する重要な経営判断を実行してまいりました。 そのため、今後の更なる当社グループの発展のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	
2	い はた まさ し 膽 畑 匡 志 (1977年7月18日) 所有する当社株式の数 14,200株	2001年4月 株式会社サイバーエージェント入社 2006年4月 株式会社シーエー・エイチ代表取締役就任（出向） 2012年7月 株式会社サイバーエージェント 人事本部人材開発本部長 2014年9月 株式会社サイバーエージェント 社長室長 2018年4月 株式会社シーエー・モバイル（現・株式会社CAM）取締役就任（出向） 2021年12月 当社取締役就任（現任）
	【取締役候補者とした理由】 膽畑匡志氏は、広告代理店での人材開発本部長等の人材育成に関わる部門での経験に加えて、取締役としての経営経験も豊富であり、幅広い知識・経験を有しております。また、2021年以降は当社の取締役に就任し、主に管理部門を統括する責任者として当社の経営に携わってまいりました。 そのため、今後の更なる当社グループの発展のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
3	み き ゆう た 三 木 佑 太 (1987年9月25日) 所有する当社株式の数 6,000株	2010年4月 株式会社サイバーエージェント入社 当社出向 2013年3月 当社マネージャー 2014年1月 当社プランニング局長 2014年4月 当社営業局長 2016年4月 当社執行役員就任 2019年12月 当社取締役就任（現任）
	【取締役候補者とした理由】 三木佑太氏は、2010年より、当社の主力事業であるSMM事業の事業拡大に多大なる貢献をしてまいりました。また、2016年からは執行役員として、2019年以降は取締役として事業拡大に貢献するとともに、SMM事業を統括する責任者として当社の経営に携わってまいりました。 そのため、今後の更なる当社グループの発展のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
4	いわ た しん いち 岩 田 真 一 (1974年12月14日) 所有する当社株式の数 ー	1998年4月 株式会社富士銀行（現：株式会社みずほ銀行）入行 2018年7月 太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社入社 シニアマネージャー 2019年11月 フューチャー株式会社ファイナンシャル&アカウンティンググループ長 2021年11月 AlpacaJapan株式会社CFO就任 2022年4月 データセクション株式会社入社 経営管理部ゼネラルマネージャー 2022年6月 データセクション株式会社取締役CFO就任 2023年2月 データセクション株式会社代表取締役副社長CFO就任 2024年2月 データセクション株式会社代表取締役社長CEO 兼 CFO就任 2024年6月 データセクション株式会社代表取締役副社長CFO 兼 COO就任 2024年11月 データセクション株式会社取締役副社長CFO 兼 COO就任（現任） （重要な兼職の状況） データセクション株式会社取締役副社長CFO 兼 COO
	【取締役候補者とした理由】 岩田真一氏は、企業経営者を歴任しており、特に財務責任者としての豊富な経験・知見を有しております。これらの経験・知見を活かし、当社の経営戦略の推進及びコーポレート・ガバナンスの強化にご貢献いただけることを期待し、取締役候補者といたしました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
5	は す み ま い こ 蓮 見 麻 衣 子 (1974年9月9日) 所有する当社株式の数 5,000株	1997年4月 株式会社フジテレビジョン入社 2005年8月 フィデリティ投信株式会社入社 2009年7月 有限会社エバーリッチアセットマネ ジメント入社（現任） 2018年6月 当社社外取締役就任（現任） 2021年3月 ニューラルポケット株式会社（現： ニューラルグループ株式会社）社外 取締役就任（現任） 2021年3月 Zホールディングス株式会社（現： LINEヤフー株式会社）社外取締役 （監査等委員）就任（現任） （重要な兼職の状況） 有限会社エバーリッチアセットマネジメント ファ ンドマネージャー ニューラルグループ株式会社社外取締役 LINEヤフー株式会社社外取締役（監査等委員）
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 蓮見麻衣子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営 に参与した経験はありませんが、MBAを取得するなど、会社経営に関 する豊富な知識を有していることに加えて、ファンドマネージャーとし ての職務を通じて培われた金融アナリストとしての高い見識を有してお ります。また、2018年より当社の社外取締役として、主に事業方針の 妥当性等について経済情勢等を踏まえた適切かつ有益な助言を多数いた だいております。 上記の理由から、引き続き当社の取締役会の意思決定の妥当性を確保 し、コーポレート・ガバナンスの強化にご貢献いただけることを期待 し、社外取締役候補者といたしました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
6	た な か ま さ し 田 中 将 志 (1975年10月27日) 所有する当社株式の数 —	1998年4月 日本情報通信株式会社入社 2001年8月 株式会社デジタルガレージ入社 2006年7月 株式会社ディージー・アンド・アイ ベックス取締役就任 2012年4月 ベリトランス株式会社（現 DGフィ ナンシャルテクノロジー）取締役就 任 2012年9月 株式会社デジタルガレージ取締役 コ ーポレートストラテジー本部長 兼デ ィージー・アンド・アイベックスカ ンパニー EVP 2016年7月 株式会社デジタルガレージ取締役 DG Lab管掌 兼 コーポレートス トラテジー本部長兼総務部長 兼 メディ アインキュベーション・セグメント 管掌 2017年4月 株式会社デジタルガレージ取締役 兼 上席執行役員SEVP DG Lab管掌 兼 インキュベーションテクノロジー・ セグメント管掌 兼 コーポレートス トラテジー本部長 2017年5月 株式会社DGインキュベーション （現：株式会社DGベンチャーズ）取 締役副社長COO 2017年6月 株式会社DK Gate取締役 2021年4月 株式会社DGベンチャーズ取締役 2021年4月 株式会社デジタルガレージ取締役 兼 上席執行役員 グループデータ戦略及 びオープンネットワークラボ担当兼 グループCEO本部グループデータ戦 略部共同部長 2021年6月 ナビプラス株式会社取締役 2021年6月 株式会社DGフィナンシャルテクノ ロジー取締役 2021年6月 株式会社デジタルガレージ取締役 兼 上席執行役員 マーケティングテクノ ロジー・セグメント管掌、リカーテ ィング事業及びグループ情報セキュ リティ（CISO）担当 兼 グループ CEO本部グループデータ戦略部長

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
6	た な か ま さ し 田 中 将 志 (1975年10月27日) 所有する当社株式の数 ー	2021年12月 当社社外取締役就任 (2023年12月 退任) 2022年 3 月 株式会社電通サイエンスジャム取締 役就任 2022年 4 月 株式会社デジタルガレージ取締役 兼 上席執行役員CISO マーケティング テクノロジー・セグメント管掌 グ ループ情報セキュリティ担当 (現 任) 2022年 6 月 株式会社DGコミュニケーションズ 代表取締役就任 2023年 6 月 株式会社BI.Garage取締役CSO就任 2024年 4 月 株式会社DGコミュニケーションズ 代表取締役社長就任 (現任) 2024年 6 月 株式会社デジタルガレージ上席執行 役員 CISO ロングタームインキュベ ーション・セグメント担当 2024年 6 月 株式会社BI.Garage代表取締役社長 就任 (現任) 2024年10月 株式会社デジタルガレージ上席執行 役員 ロングタームインキュベーショ ン・セグメント担当 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社デジタルガレージ取締役 兼 上席執行役員 CISOマーケティングテクノロジー・セグメント管掌 グループ情報セキュリティ担当 株式会社DGコミュニケーションズ代表取締役社長 株式会社BI.Garage代表取締役社長 株式会社デジタルガレージ上席執行役員 ロングター ムインキュベーション・セグメント担当
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 田中将志氏は、企業経営者や執行役員を歴任しており、マーケティング 事業や経営管理に関する豊富な経験と当社事業分野への知見を有してお ります。また、これらの経験・知見を活かして、2021年12月からの2 年間、当社の社外取締役として、当社の経営全般に対する非常に有益な 助言を多数いただいております。 上記の理由から、当社の取締役会の意思決定の妥当性を確保し、コーポ レート・ガバナンスの強化にご貢献いただくことを期待し、社外取締役 候補者といいたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 蓮見麻衣子氏及び田中将志氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当社は蓮見麻衣子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。蓮見麻衣子氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は蓮見麻衣子氏との間で責任限定契約を締結しております。蓮見麻衣子氏の再任並びに田中将志氏の選任が承認された場合は、蓮見麻衣子氏とは当該契約を継続し、田中将志氏とは新たに当該契約を締結する予定であります。社外取締役との責任限定契約の内容の概要として、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
4. 蓮見麻衣子氏は、現在、社外取締役であり、両氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって、6年6か月であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員、執行役員及び子会社役員であります。被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を補填することとしており、被保険者は保険料を負担しておりません。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により補填されません。また、各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同内容で更新することを予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、当社の監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願い致したいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏 名		現在の当社における地位
1	みやこ 都 けんじ 賢治	再任 社外	社外取締役（監査等委員）
2	よし ば 吉羽 しんいちろう 真一郎	再任 社外	社外取締役（監査等委員）
3	まつもと 松本 こうすけ 浩介	新任 社外	社外取締役

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
1	みやこ けん じ 都 賢 治 (1959年11月14日) 所有する当社株式の数 —	1983年4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 1989年3月 都会計事務所（現：税理士法人アルタス）設立、代表社員就任（現任） 1990年8月 株式会社アルタス設立、代表取締役就任（現任） 1992年9月 株式会社グロービス取締役就任 2003年9月 株式会社マクロミル社外監査役就任 2006年12月 株式会社アイスタイル社外監査役就任（現任） 2011年3月 トレンダーズ株式会社社外監査役就任 2011年7月 株式会社チームスピリット社外取締役就任 2013年6月 株式会社グロービス監査役就任（現任） 2015年11月 株式会社グライダーアソシエイツ社外監査役就任 2017年6月 株式会社アシロ社外監査役就任 2018年6月 当社社外監査役就任 2022年12月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2024年6月 株式会社メディックス社外取締役（監査等委員）就任（現任） （重要な兼職の状況） 税理士法人アルタス代表社員 株式会社アルタス代表取締役 株式会社アイスタイル社外監査役 株式会社グロービス監査役 株式会社メディックス社外取締役（監査等委員）
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 都賢治氏は、税理士としての専門的な経験と知識に加えて、会社経営に長年携わってきたことで培われた豊富な知識と経験を有しております。これらの経験・知見を引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
2	よ し ば し ん い ち ろ う 吉 羽 真 一 郎 (1973年11月4日) 所有する当社株式の数 —	2000年10月 弁護士登録 2011年10月 株式会社enish社外監査役就任 2015年1月 潮見坂綜合法律事務所パートナー就 任（現任） 2015年11月 ウォンテッドリー株式会社社外取締 役（監査等委員）就任 2017年5月 株式会社スタジオアタオ社外取締役 （監査等委員）就任（現任） 2018年6月 当社社外監査役就任 2019年3月 株式会社ハマイ社外監査役就任 2019年6月 フリユー株式会社社外監査役就任 （現任） 2021年3月 株式会社ハマイ社外取締役（監査等 委員）就任（現任） 2022年8月 株式会社ジグザグ社外監査役就任 （現任） 2022年12月 当社社外取締役（監査等委員）就任 （現任） （重要な兼職の状況） 潮見坂綜合法律事務所パートナー弁護士 株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員） フリユー株式会社社外監査役 株式会社ハマイ社外取締役（監査等委員） 株式会社ジグザグ社外監査役
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 吉羽真一郎氏は、弁護士としての専門的な経験と知見に加えて、社外監査役・監査等委員として長年監査・監督に携わってきたことで培われた豊富な知識と経験を有しております。これらの経験・知見を引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
3	まつ もと こう すけ 松 本 浩 介 (1967年6月2日) 所有する当社株式の数 14,600株	1987年1月 株式会社リョーマ入社 1998年6月 時刻表情報サービス株式会社（現・株式会社ＪＲ東日本アイステーションズ）取締役就任 1999年6月 同社代表取締役就任 2004年7月 株式会社ザッパラス取締役就任 2011年6月 株式会社enish取締役就任 2016年3月 KLab株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2016年3月 ピクスタ株式会社社外取締役就任 2016年5月 株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2018年6月 当社社外取締役就任（現任） 2018年6月 株式会社キッズライン社外取締役就任（現任） 2018年9月 サイマックス株式会社取締役就任 2019年3月 ピクスタ株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2020年12月 株式会社ジグザグ社外取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） KLab株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員） 株式会社キッズライン社外取締役 ピクスタ株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社ジグザグ社外取締役
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 松本浩介氏は、長年企業経営者を歴任し培われてきた経営者としての豊富な経験と知識を有しております。また、2018年より当社の社外取締役として、経営全般に関して適切かつ有益な助言を多数いただいております。 上記の理由から、今後は監査等委員である取締役として当社の取締役会の業務執行を監督していただくことで、より一層当社のコーポレート・ガバナンスの強化にご貢献いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 都賢治氏、吉羽真一郎氏及び松本浩介氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当社は都賢治氏、吉羽真一郎氏及び松本浩介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。都賢治氏及び吉羽真一郎氏の再任並びに松本浩介氏の選任が承認された場合、3氏については、独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は都賢治氏、吉羽真一郎氏及び松本浩介氏との間で責任限定契約を締結しております。都賢治氏及び吉羽真一郎氏の再任並びに松本浩介氏の選任が承認された場合、都賢治氏及び吉羽真一郎氏とは当該契約を継続し、松本浩介氏とは新たに当該契約を締結する予定であります。社外取締役との責任限定契約の内容の概要としまして、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
4. 都賢治氏、吉羽真一郎氏及び松本浩介氏は、現在、社外取締役であり、都賢治氏及び吉羽真一郎氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって2年、松本浩介氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって6年6か月であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員、執行役員及び子会社役員であります。被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を補填することとしており、被保険者は保険料を負担しておりません。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により補填されません。また、各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同内容で更新することを予定しております。
6. 吉羽真一郎氏が社外取締役（監査等委員）を務めている株式会社ハマイは、2024年6月、公正取引委員会から、独占禁止法違反を理由として排除措置命令及び4億5,459円の課徴金納付命令を受けました。同氏は監査等委員である取締役として、社内調査を実施し、再発防止策策定・実施への提言及び内部管理体制の強化・拡充を図っております。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに和泉監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものがあります。

なお、監査等委員会が和泉監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査及び機動的な監査が期待できることに加えて、会計監査人として期待される専門性、独立性、品質管理体制並びに監査報酬を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりです。

(2024年10月31日現在)

名 称	和泉監査法人		
主たる事務所 の所在地	東京都新宿区揚場町2－18		
沿 革	1983年4月設立		
概 要	統括代表パートナー 加藤 雅之		
	構成人員	パートナー	12名
		公認会計士	39名
		公認会計士試験合格等	2名
		その他専門職員	3名
		監査補助職員	1名
		その他職員	3名
		合 計	60名
	関与会社数		34社

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

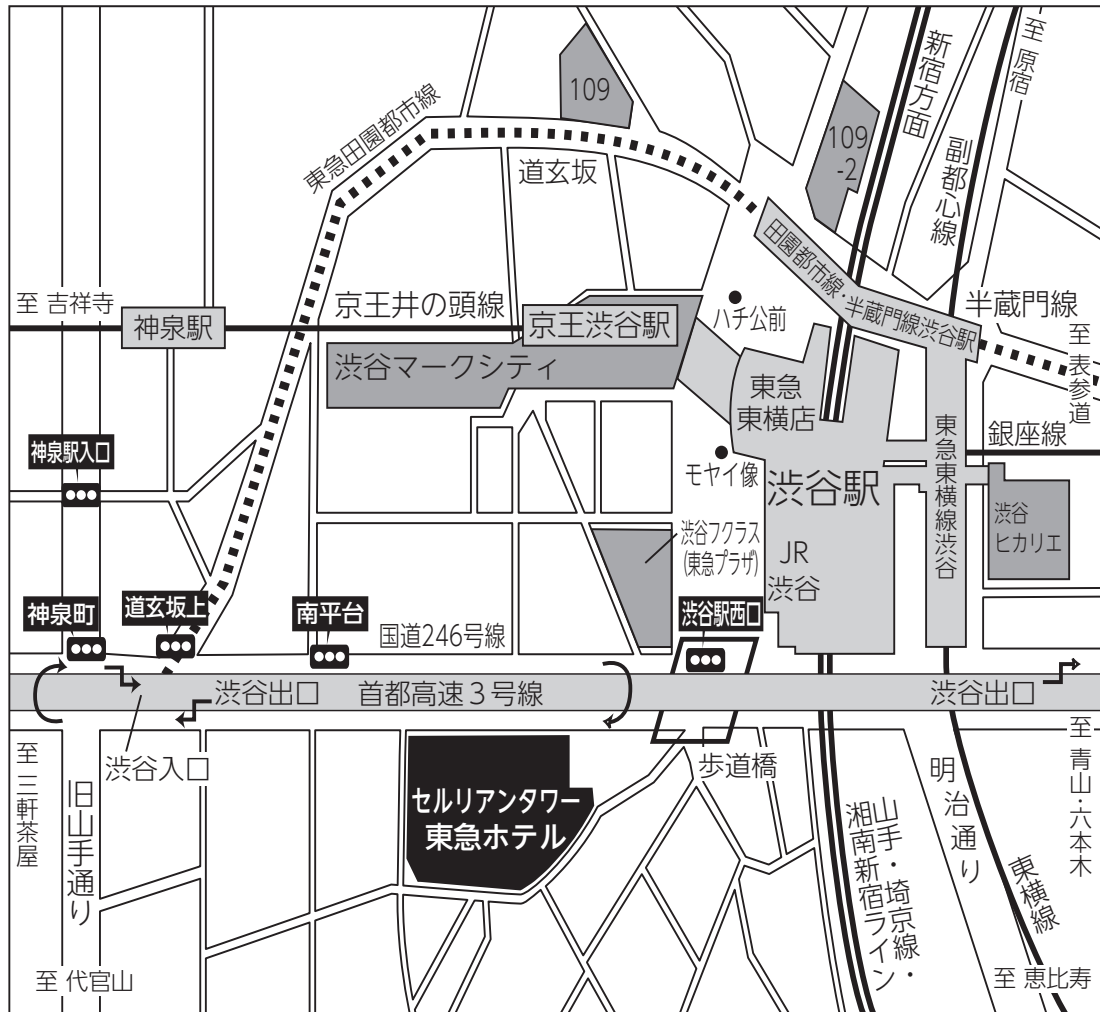
株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区桜丘町26番1号

セルリアンタワー東急ホテル 地下2階

中宴会場（朝霧）

TEL 03-3476-3000（ホテル代表番号）



交通 各渋谷駅より徒歩約5分

JR山手線、JR埼京線、JR湘南新宿ライン

東急東横線、東急田園都市線

京王井の頭線

東京メトロ銀座線、東京メトロ半蔵門線、東京メトロ副都心線

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。